

令和7年度 第2回

豊田市開発事業対策協議会



違反開発通報用 QR コード

日時：令和8年2月5日（木）

10時00分から 11時00分

場所：東庁舎 6階 65会議室

議 事

- 1 令和7年度の実績報告
 - (1) 協議会の年間取組
 - (2) 豊田市違反開発防止週間と年間の活動報告
 - (3) 違反開発事業の情報提供と対応状況
 - (4) その他

- 2 令和8年度の事業計画（案）
 - (1) 事業スケジュール
 - (2) 主要な取組事項

1 令和7年度実績報告について (1) 協議会の年間取組

時 期	内 容
5月7日～ 6月14日	市内全自治区長への 手続条例及び盛土規制法の制度説明【28地区】
6月27日	令和7年度第1回協議会 【今年度の事業計画について合意】
8月1日～ 8月7日	豊田市違反開発防止週間 ・ 公民連携開発事業一斉パトロール ・ 各種啓発活動等の実施 (SNS等を活用した市民への活動周知、 電子ポスターの掲示、各自治区への 違反開発防止の啓発ポスター及びチラシ配布)
2月5日	<u>令和7年度第2回協議会【本日】</u>

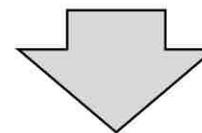
パトロール結果

実施期間 令和7年8月1日～令和7年8月7日

参加団体 15団体

地区	報告 件数	違反と判定 した件数	場所	手続条例看 板の有無	手続条例看板が 無い理由
旭	0	0	-		
足助	0	0	-		
稲武	0	0	-		
下山	0	0	-		
小原	4	0	東郷町	無	手続条例施行前か ら行われていた
石野	1	0	成合町	無	手続条例施行前か ら行われていた
猿投・ 保見	0	0	-		
高岡	0	0	-		
上郷	0	0	-		
拳母	0	0	-		
高橋	0	0	-		
藤岡	0	0	-		
松平	0	0	-		
合計	5	0			

- ・ 施工が不適切と思われる現場 5件
- ・ 違反が確認された現場 0件



- ◎ 今回は各団体によるパトロールを行い、道路への土汚れに関して、道路管理者等に改善の指導を依頼した。

1 令和7年度実績報告について (2) 豊田市違反開発防止週間と年間の活動報告

啓発活動 事例紹介 (豊田市違反開発防止週間中の取り組み / 年間での取り組み)

【順不同】

団体名	豊田市違反開発防止週間中の取り組み	年間での取り組み
愛知県行政書士会 豊田支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報、周知用ポスターを事務所へ掲示。 ・ 全員にメールで周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部事務所へ盛土法啓発ポスターを掲示。 ・ 盛土規制法について会員へメールで周知。 ・ 令和7年11月17日盛土規制法についての研修会開催。
愛知県土地家屋調査士会 豊田支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部会員への周知。 ・ 役員事務所でのポスター掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部ブロック会にて盛土規制法及び違反開発に関する件を会員に周知。
一般社団法人愛知県測量設計業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当地区対象道路のパトロール、ポスター掲示等。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市HP「豊田市盛土規制法の啓発ポスターの掲示」と「豊田市における盛土規制法の概要」「URL」を会員に周知。
豊田商工会議所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反開発防止ポスターを掲示板に設置し、会員及び職員に周知。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 違反開発防止ポスターを掲示板に設置し、会員及び職員に周知。

啓発活動 事例紹介 (豊田市違反開発防止週間中の取り組み / 年間での取り組み)

【順不同】

団体名	豊田市違反開発防止週間中の取り組み	年間での取り組み
<p>公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 豊田支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターの配布 違反開発防止週間の啓発を目的とし、協会会員に対してポスターを配布した。各事務所に掲示を依頼し、違反開発の未然防止に向けた周知を図った。 ・役員会での周知と協力依頼 協会役員会において、違反開発防止対策協議会の目的や活動内容について説明を行い、協力体制の強化を依頼。 ・講演会での情報提供の呼びかけ 事務所協会主催の講演会において、参加者に違反開発防止に関するパンフレットを配布。また、違反開発の早期発見に向けた情報提供を広く呼びかけ、地域全体での意識向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターの配布 違反開発防止週間の啓発を目的とし、協会会員に対してポスターを配布した。各事務所に掲示を依頼し、違反開発の未然防止に向けた周知を図った。 ・役員会での周知と協力依頼 協会役員会において、違反開発防止対策協議会の目的や活動内容について説明を行い、協力体制の強化を依頼。 ・講演会での情報提供の呼びかけ 事務所協会主催の講演会において、参加者に違反開発防止に関するパンフレットを配布。また、違反開発の早期発見に向けた情報提供を広く呼びかけ、地域全体での意識向上を図った。
<p>公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 豊田支部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上郷地区の市街化調整区域を中心にパトロールを実施。(8/1…約2時間 8/2…約2時間) →結果、違反開発は見受けられなかった。 ・協会幹事会にて違反開発防止週間の実施について周知。 ・協会事務所の出入口に違反開発防止ポスター掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会員向け支部だより(広報誌)に掲載。 ・支部事務所に啓発ポスター掲示。 ・支部幹事会にて、違反現場の発見、通報の依頼。

啓発活動 事例紹介 (豊田市違反開発防止週間中の取り組み / 年間での取り組み)

【順不同】

団体名	豊田市違反開発防止週間中の取り組み	年間での取り組み
<p>公益社団法人 愛知建築士会</p>	<p>・委員以外の会員3名を同行し、パトロールの周知を図った。</p>	<p>・週間中の8/1に委員以外の会員3名と同行し、パトロールを行った際に、違反開発を疑う事象のレクチャーを行った。北部では山林の切り崩し、南部では農地絡みの違反が発生しやすいことを示唆し、違反を疑う事例が見受けられれば開発調整課へ連絡するよう伝えた。</p>
<p>公益社団法人 全日本不動産協会 愛知県本部</p>	<p>・担当エリアを2名で重機の有無、造成の看板等、開発、分譲宅地についてパトロール実施。 ・宅地分譲地に某大手企業が無断で残土を捨てている現場を発見し、施工者と連絡を取ったがスピード感も無かった。今回の教訓を各関係団体が一体となって撲滅PRを行っていく必要があると感じ、当協会県本部でも各支部を通して役員会及び研修会等で取り組んでいく。</p>	<p>・三河支部では支部役員会や年末懇親会、2月6日開催予定の名東支部との合同研修会において、具体的な事例・取り組み方法をあげて、会員各自の認識度を高めるなどの啓発活動を実施。会員同士が無断開発等に関心を持ち、問題がある場合は行政と連携を図る。</p>

啓発活動 事例紹介 (豊田市違反開発防止週間中の取り組み / 年間での取り組み)

【順不同】

団体名	豊田市違反開発防止週間中の取り組み	年間での取り組み
西三河県民事務所 (環境保全課)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内の山間地域を中心に不審な開発事業等がないか見回りを実施。 <p>【主な実施地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 勘八町周辺 県道33号(富岡町～月原町) 上川口町周辺 県道420号(香嵐渓～三河高原) 三河高原(東大林町)周辺 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園内の山間地域を中心に不審な開発事業や残土処分等がないか定期的に見回りを実施。 ・来所業者等に対して違反開発防止ポスターにより違反開発通報の協力を周知。
愛知県豊田加茂農林水産事務所 (林務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・違反開発防止ポスターを掲示。 ・市が発行した啓発チラシの配備。 ・公民連携パトロールの実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・違反開発防止ポスターを掲示。 ・市が発行した啓発チラシの配備。 ・公民連携パトロールの実施。
愛知県豊田加茂建設事務所 (維持管理課)	<ul style="list-style-type: none"> ・課室内でのポスター掲示 ・公用車でパトロール実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・課室内にポスターを掲示し来庁者への周知を図った。 ・日頃からパトロールは行っているが、期間内においては、公用車に貸与物を貼り付け啓発活動を行った。

1 令和7年度実績報告について (2) 豊田市違反開発防止週間と年間の活動報告

啓発活動 事例紹介 (豊田市違反開発防止週間中の取り組み / 年間での取り組み)

【順不同】

団体名	豊田市違反開発防止週間中の取り組み	年間での取り組み
豊田市区長会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公民連携パトロールのマグネットを付けた車両で地域巡回。 ・ ルートを巡回し、1ヶ所違反開発と思われる現場を発見した。 ・ 違反開発防止ポスターを城見町自治区掲示板に掲示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田市違反開発防止週間中に、違法と思われる報告書を1件提出。
豊田市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月中に農地利用最適化の活動強化月間と合わせて、市内14地区の農地利用最適化推進委員と農業委員が、遊休農地の把握と違反転用の早期発見を目的として班体制により地区内の農地パトロールを実施。 ・ 3地区4箇所(箇所)の農地が、駐車場、資材置き場、車両置き場として使用されている状況を確認。(うち1,000㎡超は1件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓口でのポスター掲示。 ・ 令和7年10月、遊休農地の把握、農地違反転用の早期発見、違反開発防止の啓発を目的に、14地区で班単位のパトロールを実施。
豊田森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所にポスター掲示 ・ 職員へ現場付近で不審な開発が見受けられたら通報するよう周知 ・ 委員が現場等へ向かう時に不審な開発が無いか巡視をした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員向けに年3回広報誌を発行。また、12月に発行した誌面の中に、違法開発に対する啓発記事を掲載。

啓発活動 事例紹介 (広報誌への掲載)



豊田市より

皆さんのまわりの開発事業は「違反開発」になっていませんか？

当組合もメンバーになっている豊田市開発事業対策協議会(事務局:豊田市開発調整課)では「違反開発」の未然防止・早期発見に取り組んでいます。豊田市内の山林では違法に土地造成される事例も実際に起こっています。不審な開発事業を発見したら、豊田市開発調整課まで情報をお寄せください。(違反開発の通報専用の二次元コードも利用できます)

●注意する点

- 事前に開発事業の説明はありましたか？
- 法令に基づく看板は立っていますか？
- 開発事業区域から土砂や濁水は流出していませんか？
- 騒音や振動、粉じんはありませんか？

ひとつでも当てはまるものがあれば、

連絡先 豊田市都市整備部開発調整課
Tel.0565-34-6744



1 令和7年度実績報告について (3) 違反開発事業の情報提供と対応状況

開発調整課に寄せられた個別通報 一覧 (12月31日現在)

No.	情報提供日	情報提供者	場所	情報の概要	違反法令	対応課	対応状況
1	4月7日	市民	松平志賀町	山林が手続きせずに伐採され、土地造成されている	手続条例	市)開発調整課	対応完了
2	4月3日	下水道施設課	神田町	土砂が道路側溝に流れそう、何の工事が指導してほしい	盛土規制法	市)開発調整課	対応中
3	4月21日	市民	岩滝町	外国人が解体作業をしていて建物の一部が越境している	都計法 建築基準法 農地法 道路法	市)開発調整課 建築相談課 農業振興課 土木管理課	対応中
4	4月23日	市民	志賀町	小屋を建てたり、造成したりしている	都計法 建築基準法	市)開発調整課 建築相談課	対応中
5	5月13日	市民	藤岡飯野町	土が搬入され工事している	都計法 農地法	市)開発調整課 農業振興課	対応完了

No.	情報提供日	情報提供者	場所	情報の概要	違反法令	対応課	対応状況
6	5月22日	市民	勘八町	無許可で資材置場に転用されている	都計法 農地法	市)開発調整課 農業委員会	対応中
7	6月3日	市民	白山町	土取現場の状況がしりたい	-	市)開発調整課	違反対象外
8	7月26日	市民	志賀町	山林が伐採され造成されている	-	市)開発調整課 森林課	違反対象外
9	8月22日	市民	中垣内町	土が搬入され盛土されている	盛土規制法	市)開発調整課	対応中
10	8月22日	市民	若林西町	市外ナンバーの車が駐車され道路を行き来している	都計法	市)開発調整課	対応中

1 令和7年度実績報告について

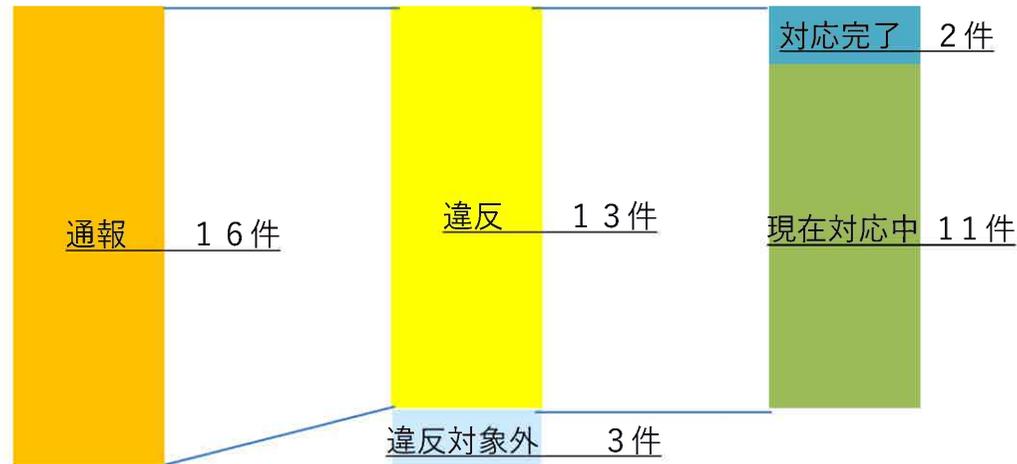
(3) 違反開発事業の情報提供と対応状況

No.	情報提供日	情報提供者	場所	情報の概要	違反法令	対応課	対応状況
11	9月12日	市民	成合町	農地に産廃のような土を搬入し造成している	-	市)開発調整課 農業振興課 廃棄物対策課	違反対象外
12	10月10日	市民	大沼町	土砂が道路に流出している	盛土規制法	市)開発調整課	対応中
13	11月18日	市民	山中町	農地に土が搬入され転用されている	手続条例 農地法	市)開発調整課 農業委員会	対応中
14	12月5日	市民	大平町	個人の土地に入り草刈りや測量をしている	手続条例	市)開発調整課 森林課	対応中
15	12月11日	豊田加茂建設事務所	伊保町	河川敷隣接地で中古車を販売している	都計法 建築基準法 河川法	市)開発調整課 建築相談課 県)豊田加茂建設事務所	対応中
16	12月11日	市民	吉原町	農地に建物が建てられている	都計法 建築基準法 農地法	市)開発調整課 建築相談課 農業委員会	対応中

1 令和7年度実績報告について (3) 違反開発事業の情報提供と対応状況

情報提供 16件 (12月31日現在) (前年度同期間 15件)

令和7年度



通報者R7 : 16件(内14件市民)

違反通報の内容	R7
・無許可、未承認の土地造成	5件
・無許可建築、建物使用	6件
・無許可での農地転用	1件
・開発許可前の着手	1件
・違反対象外	3件
合計	16件

◎違反通報後の対応

現地確認 → 指導 → 是正確認

※是正が確認できなければ巡回パトロールにて、経過観察及び再指導を行う。

1 令和7年度実績報告について (3) 違反開発事業の情報提供と対応状況

(参考) 開発調整課 令和7年度 パトロール実績

監視現場数 全 162 か所 (12月31日現在)

【延べ回数】

	監視回数	指導回数	(パトロールによる監視項目) ※重複あり
4月	65	11	・ 手続条例に基づく標識の不備 24件
5月	68	5	・ 道路の土汚れ 11件
6月	61	5	・ 側溝等の清掃不備 3件
7月	64	2	・ 侵入防止措置の不備 1件
8月	61	3	・ 手続条例着手届未提出 1件
9月	62	3	・ 法面の安全対策不備 1件
10月	70	4	・ 道路への土埃対策不備 1件
11月	60	3	
12月	60	2	
計	571	38	合計 42件

1 自治区への説明

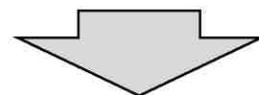
市内全自治区長への手続条例及び盛土規制法の制度説明

5月7日～6月14日に実施

(全28地区に実施)

説明概要

- ・ 豊田市開発事業にかかる手続等に関する条例についての説明
- ・ 昨年度より施行された盛土規制法に関する説明
- ・ 土地所有者が安易に土地を提供しないよう注意喚起
- ・ 違反開発事業を発見した場合の情報提供の協力依頼



情報提供へのご理解ご協力を得るために
来年度は効率的な説明を検討し、周知する。

2 豊田市違反開発防止週間

- 各種啓発活動内容
 - 市HPトップページの「注目情報」欄に掲載
 - 市公式SNS(X、Facebook)による情報発信
 - 電子ポスターによる庁舎内掲示（3か所）
 - 違反開発防止の啓発ポスター（400部）、チラシ（12,738部）の作成、配布、掲示



(ポスター)



(チラシ)



(南庁舎2階 電子ポスター)

- 報道機関
 - 新三河タイムス（令和7年8月8日）掲載

← ポスト



プロモーションする

8月1日（金）～7日（木）は、「豊田市違反開発防止週間」です

土地造成などの開発行為では、不適切な工事が大きな災害につながる場合があります。過去には、令和3年7月に静岡県熱海市で不適切な盛土が主な要因とされる土石流災害が起きました。

豊田市では、危険な工事を早く見つけて対応できるよう取り組んでいます。周辺への土砂流出など、適切な施工が疑われる工事を発見した場合は、ぜひ情報を教えてください！

安全なまちづくりにご協力をお願いします。

詳しくはこちら



2 令和8年度の事業計画（案） (1) 事業スケジュール

時 期	内 容
5～6月	市内全自治区長への手続条例及び盛土規制法の制度説明
7月	令和8年度第1回協議会
7月7日（火）～ 7月13日（月）	豊田市違反開発防止週間 ・ 公民連携開発事業一斉パトロール ・ 各種啓発活動等の実施 （SNSを活用した情報発信、電子ポスターの掲示、 豊田市ホームページの「注目情報」欄への掲載、 違反開発防止の啓発ポスター、チラシ配布等）
2月	令和8年度第2回協議会

※各団体におかれましては、違反防止への取組及び違反現場の早期発見、通報をお願いします。

豊田市違反開発防止週間

（7月7日（火）～7月13日（月）予定）※出発式は7月7日（火）予定

○ 公民連携開発事業一斉パトロールの実施

- ・ 台風シーズン前に実施する。
- ・ 市内を巡回し、開発区域から防災対策、侵入防止措置、濁水流出、交通安全、騒音等にも注視するなどして、違法性、危険性がある現場の早期発見に努める。

○ 各種啓発活動等の実施

- ・ 市公式SNS等を活用して幅広く市民への周知を図る。
- ・ 違反開発防止の啓発ポスターを配布する。
（配布先：開発事業対策協議会関係団体、自治区、交流館、商工会議所、警察署、駐在所など）
- ・ チラシを配布する。（配布先：自治区）